

2022年8月25日

三田市長 森 哲男様  
三田市教育長 鹿嶽 昌功様

新日本婦人の会三田支部

支部長 松原慶子

連絡先 三田市ゆりのき台3

電話

学校給食への公的補助を強め、  
地場産食材はもとより有機農産物を使用して  
子どもたちの成長を保障してください

学校給食はどの子どもも同じものを食べ、子どもたちの健やかな成長を保障する学校教育の一環としてとりくまれ、またセーフティネットの機能も果たしています。

各地で地場産の農作物を学校給食の食材に取り入れる動きが広がっていますが、輸入小麦から残留農薬が検出されるなど、食の安全や環境問題への関心が高まるなか、有機農産物を給食に取り入れる地域が増えています。

気候対策として農業の脱炭素化が進められる中、先進国では有機農業の拡大が図られ、日本政府も昨年、2050年までに有機農業の面積を全体の25%（100万ヘクタール）に広げる方針を発表しました。

すでに、ブラジル、フランス、アメリカ、韓国など海外では、貧困対策、環境保全、地域の小規模・家族農業支援、食の質の向上と栄養改善、健康増進、地域の食文化の伝承など様々な理由から地場産の有機農産物を学校給食に取り入れています。有機農産物を取り入れつつ、食材費については、旬の食材を使い、加工食品をやめて素材から調理し、食品ロスを削減するなどの工夫で抑制し、ブラジルではすでに無償化に踏み出し、韓国でもソウルをはじめ多数の自治体で実施、フランスでも地方から広がり始めています。

海外からの食糧供給が気候変動、人口増、紛争やサプライチェーンの寸断などにより不安定化し、食品価格の高騰が給食費値上げにもつながっています。学校給食に地場産食材を多用し、有機農産物を取り入れることは地域の子どものため、また地域農業の振興や環境保全にもつながります。貧困の広がりも深刻です。地域の子どもの健やかな成長を保障するためにも学校給食への公的補助を強めることが求められています。憲法26条「義務教育は無償とする」との立場から、今こそ国が学校給食の無償化を決断する時です。

以下、要請します。

- 1、学校給食に地元食材はもとより、有機農産物を使用し、子どもたちの健やかな成長を保障してください。
- 1、学校給食への公的補助を強め、国に無償化を求めてください。

2022年8月 25日

三田市長 森 哲男様  
三田市教育長 鹿嶽昌功様

新日本婦人の会三田支部

支部長 松原慶子

連絡先 三田市ゆりのき台3

電話

福祉施設、学校などの教育機関で  
ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないでください

パイオニアエコサイエンス社はゲノム編集トマト「シシリアンルージュ ハイギャバ」の種苗を、デイケアなどの福祉施設や障がい児福祉施設、自治体の担当課向けに今年、さらに来年には小学校など教育施設へ無償配布を行うと発表しています。福祉施設への無償提供の募集はすでにインターネットでも始まっています。

ゲノム編集食品は、特定の遺伝子を破壊し、もともと備わっている修復機能をも働かないようにして生みだされます。このゲノム編集の際には、標的ではないさまざまな遺伝子を破壊してしまう「オフターゲット」現象がしばしばおこることがわかっています。その結果、予期しない変異を起こし、新たな毒性の発生など未知の問題につながる可能性が指摘されています。

ゲノム編集技術の食品への応用は、本来厳格な検査と規制が必要ですが、国は「ゲノム編集は遺伝子を切り取るだけで、他の遺伝子を組み込んでいないので、組み換えではない」などとして、遺伝子組み換え作物や食品に課せられていた審査や規制の対象外とし、環境影響評価や食品としての安全性審査、表示を義務付けていません。当然、ゲノム編集のトマト「シシリアンルージュ ハイギャバ」についても環境への影響を評価する試験や、食品としての安全性を確認する試験は行われていません。

このような安全性が確認されていない食品を、福祉施設の利用者や学校教育を通して子どもたちに食べさせることは許されません。さらに花粉の飛散によって、農家などが栽培する作物との交雑など環境への深刻な影響も心配です。

以下要請します。

- 1、福祉施設や学校などがパイオニアエコサイエンス社から配布予定のゲノム編集トマト苗を受け取らないように周知してください
- 1、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないでください。

2022年8月 25 日

三田市長 森 哲男様  
三田市教育長 鹿嶽 昌功様

新日本婦人の会 三田支部  
支部長 松原慶子

## 安倍元首相への弔意表明の強制を行わないでください

7月22日に政府は、参院選挙の遊説中に銃撃され不慮の死を遂げた安倍晋三元首相の「国葬」を行うことを閣議決定しました。国民的な合意もなく、法的根拠もないまま、全額国費で評価の分かれる安倍氏の政治を「国葬」として美化し、個人への賛美を国民に強要するようなことがあってはなりません。

「国葬」に当たって、学校も含む官公署における弔旗掲揚等が強制されるとすれば、子どもや教職員に弔意を押し付けることとなります。そもそも弔意は内心の自由にかかわる問題で弔意の強制は憲法第19条の思想・信条の自由の保障に抵触し、個人の内心を統制することにほかならず、許されるものではありません。

今後、「国葬」に際して政府から弔意表明を求める通知があるかもしれませんが、弔意強制は「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とした憲法15条や特定政党への支持や政治的な活動を禁じた教育基本法14条にも抵触するものです。

以下、要請します。

- 1、学校、教職員に対し弔意の表明を強制しないでください。
- 1、教育委員会に対して同様の通知をしないでください。